

千歳川流域における
特定都市河川指定について

令和5年8月7日

千歳川流域 特定都市河川指定に向けたスケジュール（案）

千歳川流域の特定都市河川の指定

官民一体となった流域治水の実効性を高めるため、千歳川流域4市2町・北海道・国が連携し、千歳川流域の特定都市河川への指定及び、浸水被害の防止・軽減を図る流域水害対策計画を策定し、水害に強い地域づくりを目指して参ります。

R 5年 4月～

流域住民等への事前周知

- ・ 広報誌、HP等、国による特定都市河川等相談窓口の開設



R 5年 7月～

指定の手続き

- ・ 指定に係る国から関係者※への法定意見聴取 等
※北海道及び流域自治体・下水道管理者



R 5年 8月

特定都市河川・流域の指定

- ・ 国土交通大臣による特定都市河川・流域の指定
- ・ 雨水浸透阻害行為の許可申請開始（北海道による許可体制）



指定後
速やかに設置

流域水害対策協議会 設置及び開催

- ・ 構成員（河川管理者、知事、市町村長、下水道管理者 等）
- ・ 協議事項（計画の策定、対策等の検討 等）



R 5年度内の
作成を目指す

流域水害対策計画 策定

- ・ 特定都市河川流域の浸水被害の防止を図るための対策に関する計画



流域水害対策計画にもとづく 整備・対策の推進

※ 各段階のスケジュールについては現時点案

石狩川水系千歳川等の特定都市河川指定に向けて 「千歳川流域治水相談窓口」を開設しています

千歳川流域における「流域治水」の本格的な実践、及びそのための新たな法的枠組みである「特定都市河川」制度の活用に向け、関係市町等による様々な流域治水に関する取組を支援する「千歳川流域治水相談窓口」を、4月より新たに江別河川事務所及び千歳川河川事務所に開設します。

■ 江別河川事務所 流域治水相談窓口の連絡先

- ・ 住所 江別市高砂町 5
- ・ 電話 011-382-2358
- ・ 担当者 副所長



■ 千歳川河川事務所 流域治水相談窓口の連絡先

- ・ 住所 千歳市住吉1丁目1番1号
- ・ 電話 0123-24-1114
- ・ 担当者 副所長



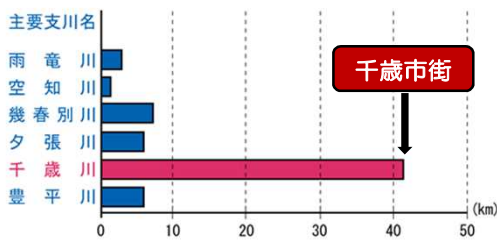
千歳川流域では

流域治水を本格的に実践し、浸水被害を軽減させるため、
特定都市河川浸水被害対策法」に基づき

「特定都市河川」 および **「特定都市河川流域」**
の指定手続きを進めています。

千歳川の治水上の課題

- ◆ 千歳川流域は、中下流部に広大な低平地が広がっているため、洪水時に石狩川の高い水位の影響を約40kmにわたり長時間受けるという他地域にない課題を有しています。
- ◆ 堤防整備・河道掘削等の河川整備は途上であり、さらに気候変動の影響を踏まえると水害の頻発化・激甚化による水害リスクは高くなることが懸念されます。



洪水時に石狩川の高い水位の影響を受ける区間の延長

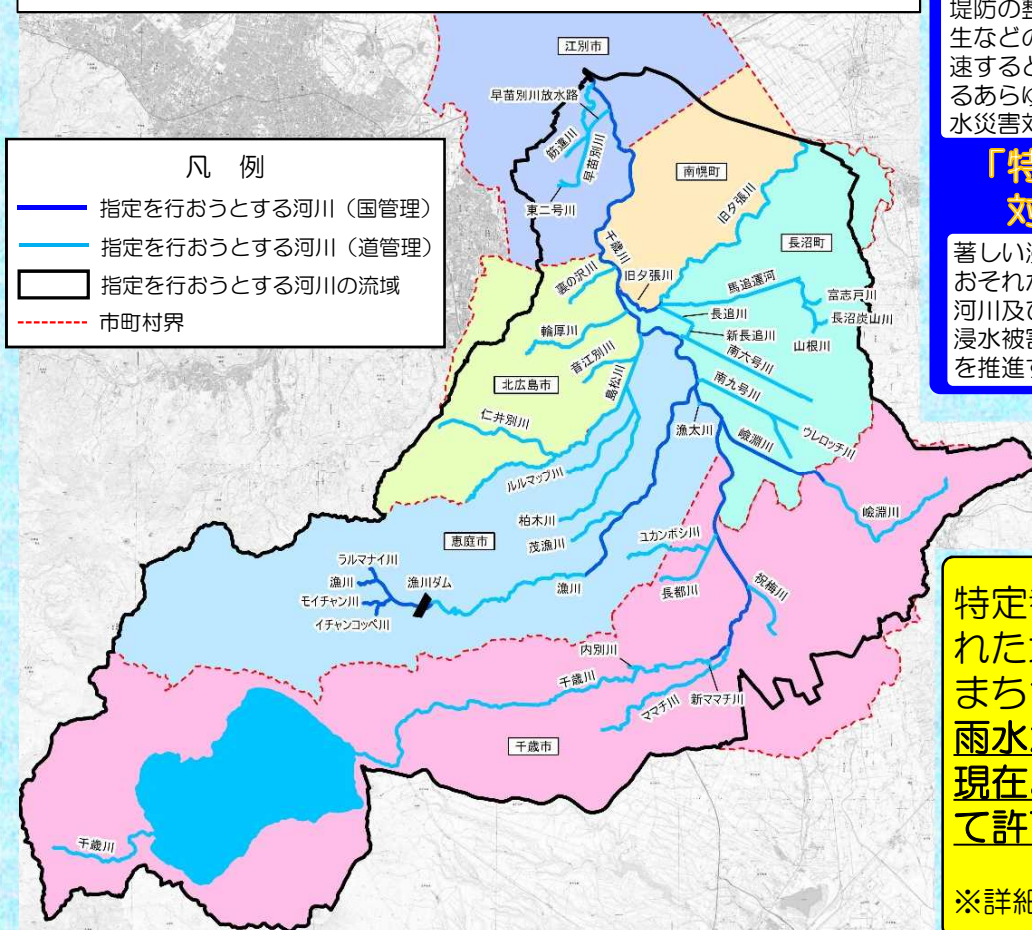


昭和56年8月洪水による浸水状況



平成26年9月洪水による浸水状況 (恵庭市)

千歳川特定都市河川区間及び特定都市河川流域図



「流域治水」とは？

堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、流域にわたるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。



「特定都市河川浸水被害対策法」とは？

著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域等について、浸水被害の防止のための対策を推進する法律です。



許可が必要！

特定都市河川流域に指定された場合、水災害に強いまちづくりの一環として、雨水が河川に流れ込む量を現在より増やす行為について許可が必要となります。

※詳細は裏面でご紹介しています。

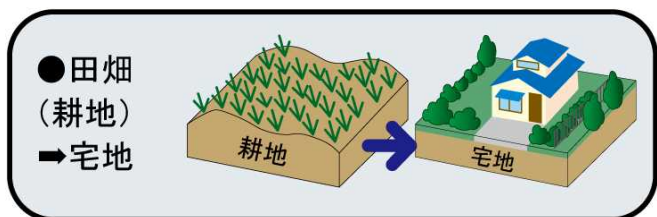
特定都市河川流域で雨水浸透阻害行為を行う際には **流出抑制のための許可が必要**になります。

※令和5年9月頃から予定しています

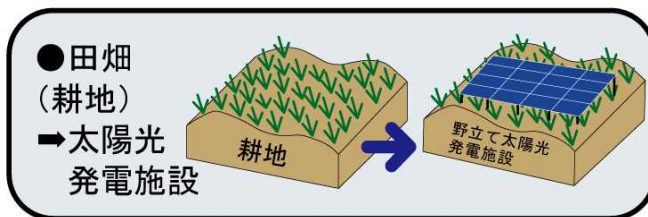
- ▶ 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地で行う**1,000m²以上の雨水浸透阻害行為**（土地の締固めや開発などにより雨水をしみ込みにくくする行為、すなわち、雨水が河川に流れ込む量を現在よりも増やす行為）は、北海道知事の**許可が必要**になります。
- ▶ 許可にあたっては、技術基準に従った**雨水を貯めたりしみ込ませたりする対策が必要**になります。

対象となる行為（雨水浸透阻害行為）の例

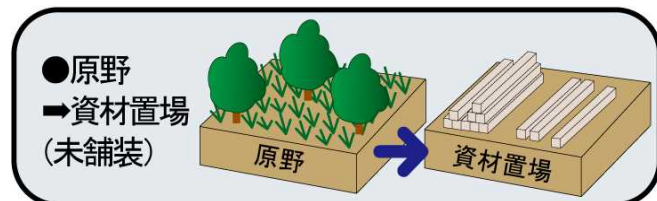
1. 「宅地等以外の土地」を「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



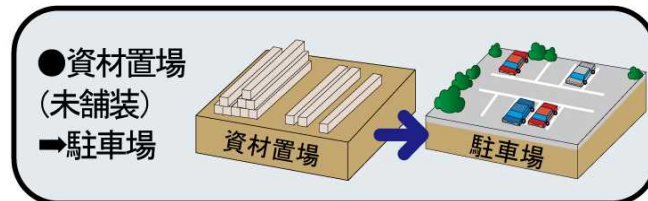
2. 「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置



3. ローター等により土地を締め固める行為



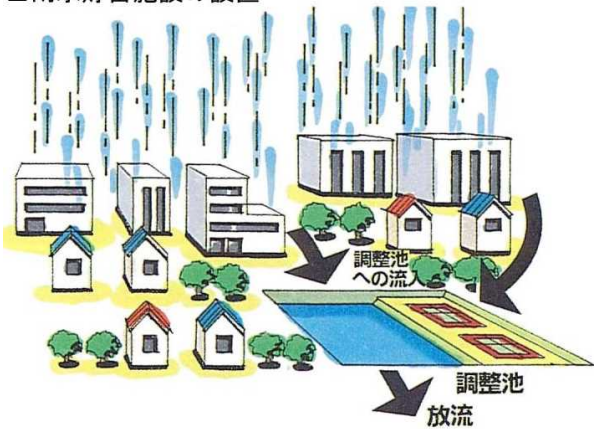
4. 土地の舗装（不透水性の材料で覆うこと）



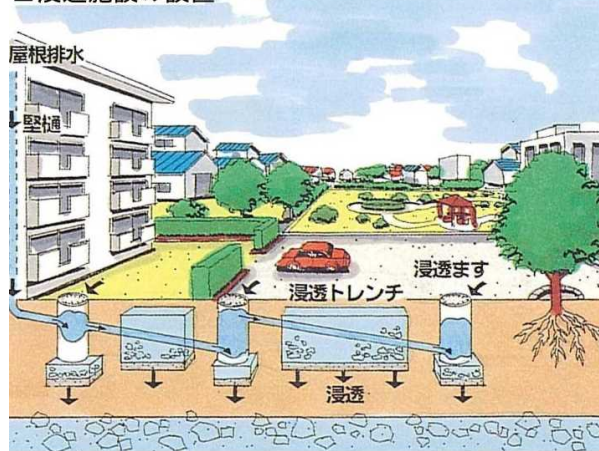
「宅地等」に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場
 「宅地等以外の土地」：山地、林地、耕地、原野等（注：太陽光発電施設は宅地に該当）

対策工事（雨水浸透貯留施設）の例

■雨水貯留施設の設置



■浸透施設の設置



■相談窓口

【特定都市河川全般に関すること】

（千歳川流域における特定都市河川の検討についての詳細）→



◇北海道開発局 札幌開発建設部 江別河川事務所 TEL：011 (382) 2358
 千歳川河川事務所 TEL：0123 (24) 1114

【雨水浸透阻害行為許可申請に関すること】

◇北海道 建設部 土木局 河川砂防課 TEL：011 (231) 4111 (内線29-325)

特定都市河川（流域治水関連法※の中核をなす制度）

※「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第31号）

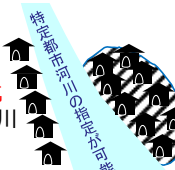
概要

- ・ 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している（例）平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- ・ このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

特定都市河川の指定対象

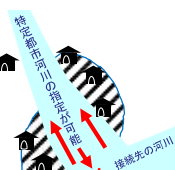
市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川




自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川



流域治水の計画・体制の強化

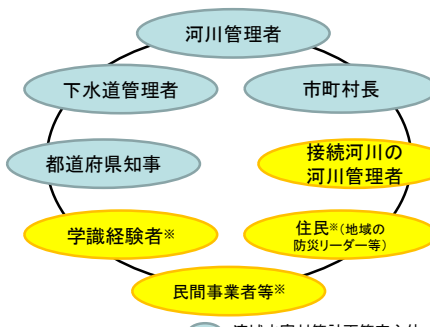
特定都市河川の指定
全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定
洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20〜30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



(協議会設置)
国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意

(構成員)
流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

(協議事項の例)
流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

⇒ 構成員は協議結果を尊重

流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

- 流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する
- ・ 河道掘削、堤防整備
 - ・ 遊水地、輪中堤の整備
 - ・ 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

- 流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する
- ① 雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設
 - ・ 対象：民間事業者等
 - ・ 規模要件： $\geq 30m^3$ （条例で0.1〜30 m^3 の間で基準緩和が可能）



雨水浸透阻害行為の許可

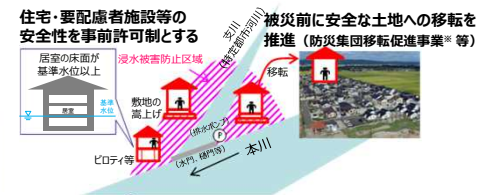
- 田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける
- ・ 対象：公共・民間による1,000 m^3 以上の雨水浸透阻害行為
- ※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

- 100 m^3 以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる
- ・ 指定権者：都道府県知事等
 - ・ 埋立等の行為の事前届出を義務化
 - ・ 届出内容に対し、助言・勧告

浸水被害防止区域の指定

- 浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる
- ・ 指定権者：都道府県知事
 - ・ 都市計画法上の開発の原則禁止(自己用住宅除く)
 - ・ 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保



浸水被害被害防止区域における居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

- 洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる
- ・ 指定権者：都道府県知事等
 - ・ 盛土等の行為の事前届出を義務化
 - ・ 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

